

**被害者保護
増進補助金**

令和 8 年度被害者保護増進等事業費補助金
自動車運送事業の安全総合対策事業

令和 **8** 年度
被害者保護増進等事業費補助金

健康起因事故防止を 推進するための 取り組みに対する支援

申請の手引き

令和 8 年度被害者保護増進等事業費補助金事務局

令和 8 年(2026年) 7月28日

はじめに

事業の概要

P 2

本補助金事業の目的および事務局について説明です。

補助金 について

補助対象事業者、補助対象経費

P 3

補助対象となる事業者および補助対象となる経費の説明です。

補助金額、補助金の留意事項

P 4～P 5

補助対象経費に対する補助率及び上限金額と、その他注意事項です。

補助金の申請 について

申請受付期間、補助金受領の流れ

P 6

本補助金の実施期間、補助金を申請する場合のフローです。

交付規程、公募要領等

P 7

申請の前に必読いただく書類についての説明です。

必要書類 について

申請時の提出書類一覧

P 8

申請のために必要な書類を一覧でご確認ください。

経費使用明細書の書き方

P 9

申請のために必要な書類を一覧でご確認ください。

振込先情報書類の提出の仕方

P 10

通帳など精算払請求時に提出する書類の提出方法です。

申請方法 について

優先採択、申請システム

P 11

優先採択時に必要な書類と、申請システムについての注意事項です。

お問い合わせ先

P 12

補助金の申請についてご不明点がありましたらお気軽にご連絡ください。

令和8年度被害者保護増進等事業費補助金 健康起因事故防止を推進するための取り組みに対する支援

「令和8年度被害者保護増進等事業費補助金」は、国土交通省により採択され、同省の監督のもとTOPPAN株式会社が事務局を運営しています。

本補助金は、自動車運送事業の運転者が睡眠時無呼吸症候群（SAS）、脳疾患、心疾患、大血管疾患、視野障害等の主要疾患を未病段階で発見し、治療に繋げ、運転者の健康状態を良好に保持し、事業用自動車の安全を確保することを目的としています。

そのため、**睡眠時無呼吸症候群（SAS）スクリーニング検査**や、**脳MRI健診、心臓超音波検査、心臓MRI、冠動脈CT検査、眼科検診**等の主要疾患に係るスクリーニング検査の実施に必要な経費の一部を補助し、ドライバーのスクリーニング検査の受診を支援することで、健康起因による事故を防ぐことを目指しています。



健康起因事故防止を推進するための取り組みに対する支援

運転者が睡眠時無呼吸症候群（SAS）、脳血管疾患、心疾患、視野障害等の主要疾患を未病段階で発見し、治療に繋げ、健康起因による事故を防ぐためのスクリーニング検査を受ける費用支援を行う事業



※本資料は本事業の理解促進のため、より重要なポイントについて記載したものです。
事業実施においては必ず指定の参照書類(交付規程・公募要領等)を確認の上、実施ください。



補助対象事業者



自動車運送事業者

- ▶申請時点において、検査を実施する運転者の所属する営業所の届出（認可）総車両台数が5両以上である者
- ▶資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社または常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人

■ 補助対象となる経費は以下の通りです。

-1- 睡眠時無呼吸症候群（SAS）スクリーニング検査に係る経費

-2- 脳MRI検診（頭部MRI検査、MRA検査）に係る経費

-3- 心臓超音波検査、心臓 MRI、冠動脈 CT、胸部単純CT検査、腹部単純CT検査、腹部超音波検査（腹部エコー検査）に係る経費

-4- 眼科検診（検診内容に視力検査、眼底検査、眼圧検査の全てを含むものに限る）

- ▶国土交通省が補助対象として定めた「令和8年度健康起因認定一覧」に掲げる検査に限る
- ▶検査機関、医療機関が実施する検査のうち、保険適用外であるものに限る



▶ 補助率 : **1/2**

(消費税は除き、100円未満の値は切り捨てとなります)

▶ 1事業者あたりの**限度額** : **50 万円**

■ 申請時は以下の点に留意してください



補助対象外となる事業者

- ▶ 国土交通省から補助金等の停止措置又は行政処分を受けている事業者は、本補助金を申請することはできません。



重複申請の禁止

- ▶ 本補助事業と補助対象が重複する国の補助金（**被害者保護増進等事業費補助金を含む**）で検査に対する補助金交付を受けている場合、同一の検査を本補助事業で重複して補助金の申請をすることはできません。

■ 特に注意いただきたい事項

・補助対象となる検査は、検査機関、医療機関が実施する検査のうち、**健康保険適用外**であるものに限ります。

・補助対象となる検査は、受診機関が発行する領収書や検査費用明細書の写し等に対して、公募要領に記載された**下記の補助対象検査に該当する検査である旨**が明記されている必要があります。

- ア. 睡眠時無呼吸症候群（SAS）スクリーニング検査
- イ. 脳MRI健診（頭部MRI検査、MRA検査）
- ウ. 心臓超音波検査、心臓 MRI、冠動脈 CT、胸部単純 CT 検査、腹部単純 CT 検査、腹部超音波検査（腹部エコー検査）
- エ. 眼科検診（検診内容に視力検査、眼底検査、眼圧検査の全てを含むものに限る）

※領収書や検査費用明細書の写し等に対して、いずれの書類にも検査名の記載が難しい場合には、検査の内容が明記されているWebページの画像や検査カタログのファイルを追加で添付して申請してください。

・補助対象となるのは、**単体での検査費用のみ**です。

└ 検査のための機器導入のための経費は補助対象外となります。

※「休息期間における運転者の睡眠状態を測定する機器の導入」については「過労運転防止のための先進的な取り組みに対する支援」の補助対象となります。

・いかなる場合でも、**病歴や検査結果に関する内容（要配慮個人情報）**が記載された書類の写しは提出しないでください。

└ 提出書類に要配慮個人情報が掲載されている場合は、提出時に該当の項目をマスキングしてください。



申請の受付期間にご注意ください。

令和8年

7月31日(金) 10:00 ~

令和9年

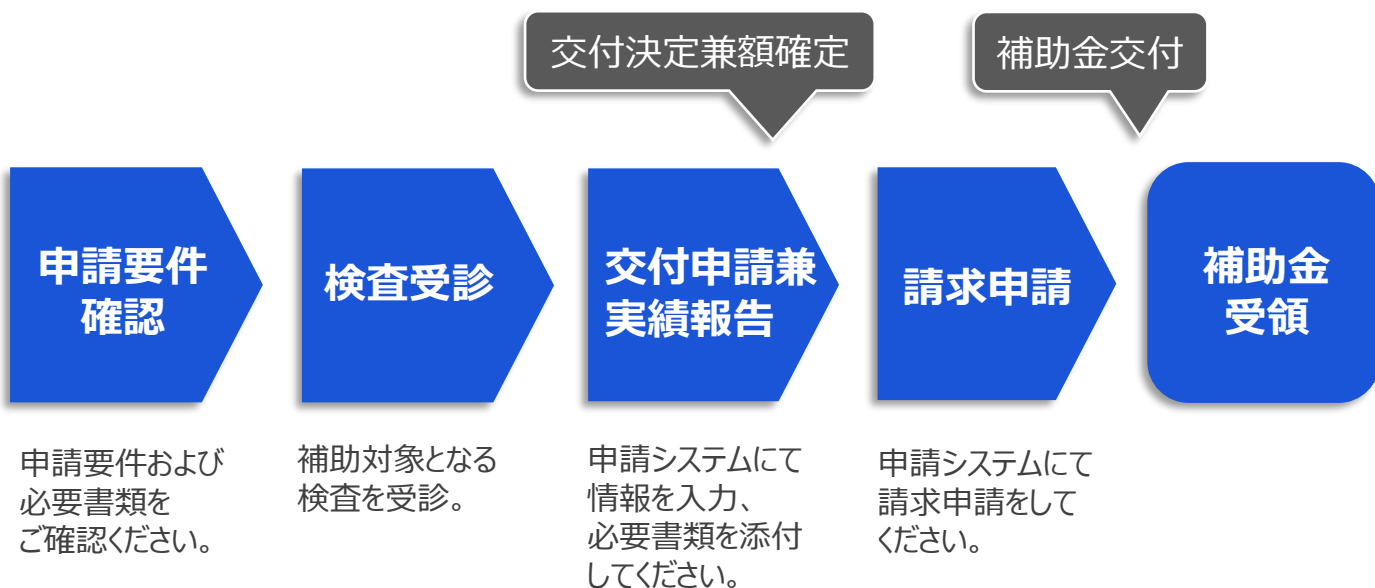
1月29日(金) 17:00

- ▶ 本補助事業の対象は、令和8年4月1日から令和9年1月29日まで
に受診し、支払いまで終了しているものになります。

※ 審査は原則申請順に行いますが、予算額を超過する等の理由により、
受付完了後であっても後日不受理となる場合があります。

※ 予算がなくなり次第補助事業を終了します。
受付状況は、本補助金ホームページで公表いたします。

■ 補助金受領までの流れは以下の通りです。



※ 本補助金は1度の申請にて交付申請と実績報告を同時に行っていただきます。



申請にあたり、以下の資料を参照してください。

■ 交付規程

- 令和8年度被害者保護増進等事業費補助金（自動車運送事業の安全総合対策事業）
交付規程 令和8年7月13日 国自安第87号

本補助金の交付における対象者の要件、対象経費の範囲、申請・審査・決定の手続き、実績報告、支払方法、返還や不正の措置などの根拠を規定しています。交付規程、様式、別表の3つのファイルにて構成されています。
交付する際のルールや手続きを定めた文書ですので、必ずご一読ください。

■ 公募要領

- 令和8年度被害者保護増進等事業費補助金（自動車運送事業の安全総合対策事業）
公募要領 制定:令和8年7月28日

本補助金の申請者へ向けた、対象事業・経費、補助金額・補助率、申請方法と提出書類の内容、事業実施の要件などの詳細が記載されています。
各支援策ごとに補助金を申請するためのルールと方法を具体的に記載していますので、申請をする際には必ずご一読ください。

■ 補助対象検査一覧 ※随時更新

本補助金事業の対象として国土交通省から認定されている検査の一覧が記載されています。

一覧に掲載のない検査は補助対象外となりますので、必ず補助金HPにて、最新の一覧で申請する経費が補助対象であることをご確認ください。



必要な資料をご確認ください。

No	必要書類	対象者	提出時
①	経費使用明細書（Excelファイル） ※交付規程第1号様式（その2の1、その2の2）	全事業者	交付申請兼 実績報告
②	直近事業年度の事業報告書の写し ※事業概況報告書、損益計算書、貸借対照表が含まれるもの	全事業者	交付申請兼 実績報告
③	当該検査の実施に係る経費を示す書類（領収書等）の写し ※対象検査実施機関が申請者に発行したものであって、発行日が記載されているもの	全事業者	交付申請兼 実績報告
④	当該検査の実施に係る経費を示す検査費用明細書(診療明細書)の写し ※対象検査実施機関が申請者に発行したものであって、発行日が記載されているもの ※経費に補助対象外のものが含まれる場合は、内訳が明記されているもの	全事業者	交付申請兼 実績報告
⑤	受診者が運転者として申請事業者に所属していることを示す雇用契約書の写し(人数分) ※雇用契約書単体で運転者と示すことができない場合は、運転者であることを示す名刺等の他証明書の写しを追加提出	全事業者	交付申請兼 実績報告
⑥	検査の内容が明記されているWebページの画像や検査カタログのファイル	領収書や検査費用明細書の写し等に対し、補助対象検査名の記載が難しい場合	交付申請兼 実績報告
⑦	従業員への賃金引上げ計画の表明書	優先採択を求める方	交付申請兼 実績報告
⑧	「法人事業概況説明書」 ※賃上げを表明した年度とその前年度のもの 又は 「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」 ※賃上げを表明した暦年とその 前年のもの	優先採択を求める方	交付申請兼 実績報告
⑨	振込先の必要事項（口座名義人、金融機関名、支店名、預金種目、口座番号）がわかる書類※1	全申請者	請求申請時

※1 法人は自社名義の法人口座、個人事業主は個人事業主本人名義の口座のみ登録可能



作成いただく書類についてご確認ください。

■ 経費使用明細書（Excelファイル）

- 交付規程第1号様式（その2の1、その2の2）

- ▶ 領収書等の提出書類の記載内容を基に、申請いただく機器の情報や価格を入力し、それに基づいて**補助事業に要する経費を算出した上で、補助金交付申請額を計算するためのファイル**です。
- ▶ 本補助金における交付申請は、経費使用明細書エクセルファイルの提出と、申請システムへの情報の入力と双方をもって、交付規程に定められる第1号様式（その2の1、その2の2）の内容を網羅します。
Excelファイルの提出ができない場合、補助金を申請することはできません。
また、異なる形式で作成された経費使用明細書での申請をすることはできません。
必ず指定のファイルを使用して作成してください。
- ▶ 補助金ホームページの「健康起因事故防止を推進するための取り組みに対する支援」のページから、**申請する補助対象経費ごとにファイルをダウンロード**して作成してください。（補助対象機器/研修一覧の更新に合わせて経費使用明細書を更新しているため、ホームページに公開されている最新のものをご使用ください）



ご用意いただく書類についてご確認ください。

■ 振込先の必要事項がわかる書類（請求申請時）

・振込先の口座名義人(カ)、金融機関名、支店名、預金種目、口座番号がわかる書類

- ▶ 法人は自社名義の法人口座、個人事業主は個人事業主本人名義の口座のみ登録できます。

㊦ 預金通帳を添付する場合

㊦ 電子通帳を添付する場合

預金通帳

123456789 〇〇〇〇 様

通帳のオモテ面

〇〇銀行

+

普通預金

おなまえ 〇〇〇〇 サマ

〇〇銀行
〇〇支店 (印)

通帳を開いた1、2ページ目

〇〇〇〇年 〇月 〇日

口座番号

〇〇〇〇 様

口座種別 店番号 支店名

口座のご名義はカタカナで表示しています。

電子通帳画面コピー
※口座名義人カナが
確認できる電子通帳
画面コピーであれば
1枚のみでOK



優先採択を希望される場合はご確認ください。

■ 優先採択に必要な書類

・従業員への賃金引上げ計画の表明書（別紙様式2）

・「法人事業概況説明書」

（賃上げを表明した年度とその前年度のもの）

または

「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」

（賃上げを表明した暦年とその前年のもの）

- ▶ 申請受付期間において、申請多数により一部申請を不採択とする必要がある場合、優先的な採択を希望する事業者はご提出ください。



申請は「申請システム」から行っていただきます。

- ▶ 補助金ホームページの「アカウント登録」のボタンから「新規登録」へ進んで利用者登録を行い、申請をしてください。

※ 利用者登録の完了後、2回目以降に申請システムへ入る際は、「ログイン」のボタンからログインページへ進んでください。

※ 申請はパーソナルコンピューター（PC）を用いてブラウザからインターネットを介して送信する手段のみとなります。スマートフォンやタブレット等の他のデバイスは動作保証外のため、申請途中で問題が発生しても責任は負いかねます。

※ 紙媒体や郵送等による申請は受け付けておりません。

※ パスワードの設定メールが届かない場合、迷惑メールに届いていないか、受信拒否となっていないかご確認ください。

※ 申請システムの詳細は補助金HPから**システム利用手順書**をご確認ください。

お問い合わせ先

令和8年度被害者保護増進等事業費補助金事務局



03-4446-4346

受付時間 9:00~18:00

※土曜・日曜・祝日、及び年末年始を除く

※電話番号はお間違いのないようお願いいたします。（通話料がかかります）

※恐れ入りますが、つながらない場合は、しばらく経ってからおかけ直してください。

ホームページによくある質問をご用意しておりますので、
事前にご確認いただきますようお願いいたします

2026年7月28日 -

新規作成